

# 新型コロナワクチン接種業務就業準備金給付について

早期のワクチン接種の完了を目指して、自治体等におけるワクチン接種を行う看護職確保に対応するため、看護職の協力が求められています。この一環として広島県ナースセンターに就業登録し、**5月21日から12月4日まで**に新たにワクチン接種業務に従事した看護職の皆様へ、就業支援のための就業準備金として、一人1回限りで3万円が給付されることになりました。

広島県ナースセンターは、下記の受給要件（必須）を満たした看護職に就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）を発行します。

## 1 受給要件（必須）

### ① eナースセンターへ求職登録している

- ・ 広島県ナースセンターで求職登録をしている
- ※ 求職登録を行った都道府県ナースセンターが申請書を発行する

### ② 5月21日から12月4日までに新たにワクチン接種業務に従事していること

- ・ 広島県ナースセンター紹介以外での就業も可能  
ただし、就業の確認をさせていただきます
- ※ 対象外：医療・福祉・保健施設に就業し、業務の一部にワクチン接種業務が含まれている場合や所属元の命令に基づき従事する場合

### ③ ワクチン接種業務にあたっての研修を受講していること

- ・ 研修の一部または全部が免除になる場合がある
- ※ 就業先の研修会（広島県ナースセンターが実施する研修と同等の内容であること）を受講等

## 2 就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）発行の申込み

### ① 広島県ナースセンターへ電話（082-293-9786）ください

### ② 受給要件を満たした看護職の方に就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）を広島県ナースセンターから自宅（登録住所）に郵送します

## 3 申請書の送付（就業準備金給付の申請）

### ① 就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）に必要事項を記入し、ワクチン接種業務に従事したことがわかる書類を添付して、専用封筒（銀鼠色）で指定された宛先に12月27日までに送付する

- ※ 専用封筒は就業準備金給付申請書の郵送時に同封しています
- ※ 詳細は、申請書郵送時に同封の『新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務「就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）」のご送付について』を確認ください

### ② 給付金の振込みは、約1～2か月後です

- ※ 審査通過後、中央ナースセンター（日本看護協会）から本人の口座に直接振込まれます

【問い合わせ先】

広島県ナースセンター ☎ 082-293-9786